

# 2016年OP級関西選手権

## 帆走指示書

2016年5月吉日

レース委員会

### 1. 適用規則

本大会は2013-2016セーリング競技規則（以下 RRS）に定義された「規則」、当該クラス規則を適用する。

（1）本大会は RRS 付則 P を適応する。

各規則等において矛盾する事項が生じた場合は当帆走指示書を優先する。

### 2. 責任の所在

（1）競技者は、各自の責任において参加しなければならない。

（2）主催者及び本大会に関与するその他全ての団体、ならびにこれらに属する役員、スタッフは、陸上又は海上において発生した人及び物の障害、破損に対する責任は一切負わないものとする。

### 3. 参加申し込み

参加資格を有するものは受付を完了する事によって参加出来る。参加資格は「レース公示」の通り。

### 4. 帆走指示書への変更及び競技者への通告

（1）帆走指示書の変更及び競技者への通告は陸上本部前に設けられた公式掲示板に掲示する。

（2）帆走指示書の変更はそれが発効する当日の第1レースのスタート予定時刻60分前までに公示する。

### 5. 陸上で発せられる信号(レース信号の追加)

陸上で発せられる信号は陸上本部前に掲揚され、それぞれ下記の意味を有する。

（1）『D』旗が音響1声と共に掲揚された時

【選手はレースエリアに向かいなさい。最初の予告信号は『D旗』掲揚の30分以降に発せられる。】【艇は、『D旗』が掲揚されるまでハーバーを離れてはならない】

（2）AP旗が音響信号2声と共に掲揚された時

【レースは延期された。競技者はハーバーを離れず次の指示を待つ事】（RRS.レース信号の修正）

（3）AP旗が音響信号1声と共に降下された時

【レースエリアに直行せよ。予告信号は30分以後に発せられる】

（4）陸上で掲揚される信号旗がクラス旗とともに掲揚された場合には、その信号旗は当該クラスにのみ適用することを意味する。従って、AクラスBクラス共に適用する信号旗掲揚時にはクラス旗を伴わない信号旗のみが掲揚される。

## 6. 海上で発せられる信号（レース信号の追加）

- (1) スタートライン又はフィニッシングラインに位置する運営艇、またはその他の運営艇に「N/H」旗、「N/A」旗「AP/A」旗、「AP/H」旗が掲揚された時、レース信号に定められたそれぞれの意味に【全艇、直ちに帰港し帰着申告をせよ。】を付け加える。(RRS.レース信号の修正)

## 7. レースの日程

- (1) レース公示通り。
- (2) 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

## 8. クラス旗

OP級 Aクラス \*\*\*\*\* 「OP」旗

Bクラス \*\*\*\*\* 「E」旗

尚 Bクラス参加者は、大会受付時に配布されるリボンをスプリットの先端に取り付ける事。

## 9. レースエリア

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー沖。

## 10. コース

[図1]および[図2]の通り。各マークを左に見て通過する事。

Aクラスは[図1]の通り、S-1-2-3-1-3-F

Bクラスは[図2]の通り、S-1-赤色四角柱マーク-3マーク回り込み F

## 11. マーク

マーク1・2および3は、黄色の四角柱マークとする。

## 12. スタートライン

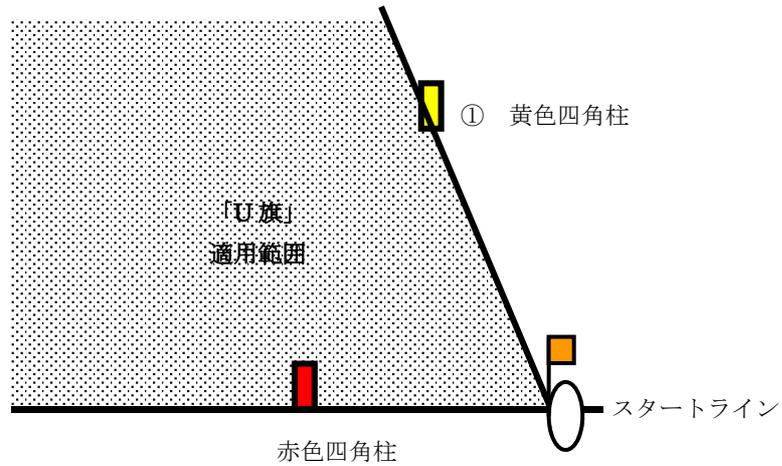
スタートラインはスターボードエンドに位置する本部艇のオレンジ色の旗を揚げたマスト又はポールとポートエンドに位置する赤色の四角柱マークの間とする。艇はスタート信号後4分を経過した後にスタートしようとする艇は、DNSと記録される。(RRS A4・A5の変更)

## 13. リコールとゼネラル・リコール

- (1) 個別のリコールがあった場合は RRS.29.1 (個別リコール)に従い信号を発する。又、U旗が準備信号として掲揚された場合には、信号は発せられない。X旗の降下はリコール艇の全てがリコールを解消するか、スタート信号後4分とする。(RRS 26の変更)
- (2) ゼネラル・リコールがあった場合は RRS 29.2 (ゼネラル・リコール)に従い信号を発する。
- (3) ゼネラル・リコール信号の発せられた後、新たな予告信号は第1代表旗の降下1分後に発する。(音響信号1声)
- (4) RRS.30.1 (I旗規則)が適用される場合はレース信号「I」旗に従い信号を発する。
- (5) U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員、または装備の一部でも、次項に示す本部船のオレンジ色の旗を揚げたマスト又はポールと、最初

のマーク及びその延長線、及びスターティングラインとそのポートエンド延長線で挟まれた範囲の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。(RRS 2 6の変更)

(6) 「U旗」適用範囲は以下の図の通りとする。



#### 1 4. スタート後のコース変更

スタート後のコース変更は行なわない。(RRS. 3 3の変更)

#### 1 5. スタート後のレースの中止又はコースの短縮

- (1) レース委員会は、いつでも、且ついかなる場合でもレースの中止、又はコースの短縮を行うことが出来る。
- (2) レース中にコース短縮する時は運営艇に S 旗を掲げ、音響 2 声を発する。
- (3) 先頭艇のヨットがこれから回航しようとしているマークと青色旗を掲げた運営艇の S 旗のポールの間をフィニッシュとする。

#### 1 6. フィニッシュ

##### \*Aクラス

フィニッシュラインは青色旗を掲げた本部船のオレンジ旗を掲げたマスト又はポールと赤色の四角柱マークの間とする。各艇は[図 1]に示すコースの全マークを回航後、本部船を右に見てフィニッシュする事。

##### \*Bクラス

フィニッシュラインは青色旗を掲げた運営艇の E 旗を掲げたポールと黄色の四角柱 3 マークの間とする。各艇は[図 2]に示す様に 1 マークを左に見て回航後、赤色四角柱マークを左に見て通過し、3 マークを左に見て回り込み青色旗を掲げた運営艇を右に見てフィニッシュする事。

#### 1 7. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 1 5 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。(RRS 3 5、A 4、A 5の変更)

#### 1 8. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議しようとする艇は、最初の適当な機会に相手艇に対し、「プロテスト(抗議)」と声を掛け、フィニッシュ後は、フィニッシュラインに位置するレース委員会に口頭で抗議の意志を伝えなければならない。(RRS. 6 1. 1の変更)

- (2) 抗議および救済の要求は陸上本部で入手しうる書式に記入の上、その日の最終レース終了後60分以内に提出する事。但しプロテスト委員会の裁量により時間を延長する事が出来る。抗議締め切り時刻については公式掲示板に掲示する。(RRS.6 1. 3の変更)
- (3) レース委員会、プロテスト委員会からの抗議は抗議締め切り時間以内に公式掲示板に抗議する旨を掲示する。(RRS.6 1. 1の変更)
- (4) 抗議締め切り時間後15分以内に抗議の当事者、証人を公式掲示板に掲示する。  
(RRS.6 3. 2の追加)
- (5) 抗議の当事者、証人は審問に出席するため、陸上本部前に待機している事。  
(RRS.6 3. 3の追加)

#### 19. 大会の成立

レースは最大で8レースを予定するが1レースの完了で本大会は成立する。

#### 20. 得点

得点はRRS.付則A4の低得点方法を適用する。5回以上のレースが完了した場合はその艇の最も悪い得点を除外した得点合計とする。但し、RRSが定める除外できないペナルティは除外できない。

#### 21. タイの解消

RRS.付則A8(シリーズでのタイ)に従い解消する。

#### 22. 失格に変わるペナルティ

- (1) 第2章の規則違反に対するペナルティとしてRRS.4 4.1「2回転ペナルティ」を適用する。
- (2) 規則4 2違反に対する即時のペナルティとして付則Pを適用する。
- (3) プロテスト委員会はRRS.4 2に違反した艇のセールナンバーを抗議の締め切り時間内に公式掲示板に掲示する。

#### 23. 出艇及び帰着の申告

- (1) レースに出場する艇は出艇前に、署名による出艇申告をしなければならない。帰着後(延期又は中止の場合も含む)直ちに、且つ当日の最終レース終了後60分以内に署名による帰着申告をすること。なお、帰着の締め切り時間はレース委員会の裁量により変更することがある。
- (2) レースを棄権またはその他の理由でレースエリアを離れる場合は出来る限り海上の運営にその旨を伝える事。帰着後は速やかに陸上本部に報告する事。

#### 24. 安全

- (1) 競技者は離岸してから着岸するまで有効な救命具をつけていなければならない。有効な浮力を有するライフジャケットを着用し、ホイッスルを着衣にラニヤードで取り付けなければならない。(RRS.4 0の変更)
- (2) レース委員会は選手の意志に関係なく救助する事がある。これを理由に救済の要求は出来ない。(RRS.6 2. 1の追加)

- (3) 主催者は選手の安全確保に配慮しながら運営するが、安全の責任は保護者、および各艇にある。出艇するか、レースを継続するかどうかは保護者および各艇で判断すること。

#### 25. 無線通信

艇は、レース中無線通信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

#### 26. クラブ支援艇

- (1) 支援艇は、レスキューボートと見なし、必ず陸上本部に申告しなければならない。
- (2) レース委員会から要請があった場合は、選手の艇の曳航および救助を支援しなければならない。
- (3) 支援艇は、レース委員会支給の旗を常時掲示しなければならない。
- (4) 支援艇は、準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュするまでレースエリアの外側にいなければならない。但し、レース委員会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に F 旗を掲揚して通告する。

#### 27. 賞

「レース公示」通り。